



## 外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出書の記載要領等

- 1 この申出書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第10条第1項《外国居住者等の内部取引に係る課税の特例》、第14条第1項《外国関連者との取引に係る課税の特例》又は第30条第1項《特定国外事業所等に係る国外所得金額の計算の特例》に規定する国税庁長官の確認があるものとなる場合に、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（以下「外国居住者等所得相互免除法施行規則」といいます。）第4条《外国居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続》、第5条《外国関連者との取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続》又は第15条《居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続》に規定する申出を行うときに使用します。

なお、この申出は、相互協議（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め第24条の規定に基づく相互協議に相当する手続として、同取決めに関する課税上の取扱いについて台湾の権限のある機関との間で行う情報の交換をいいます。以下同じです。）の解決案に基づき行うものであり、解決案の内容については、国税庁相互協議室から連絡します。
- 2 外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等の規定に基づく申出を行うに当たっては、この申出書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。
- 3 各欄の記載は次によります。
  - (1) 「申出法人」欄は、この申出を行う者が法人である場合のみ、「連結親法人」、「単体法人」又は「台湾居住者等」（外国法人で、台湾の法令において、台湾に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他台湾にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものをいいます。）のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る申出法人は「連結親法人」となります。
  - (2) 「個人番号又は法人番号」欄には、申出を行う者の個人番号又は法人番号を記載してください。
  - (3) 「責任者氏名」欄は、この申出に係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
  - (4) この申出書を提出することにより、外国居住者等所得相互免除法第10条第1項、第14条第1項又は第30条第1項のいずれの適用を受けることとなるかについて、該当するものに「レ」印等を記載してください。
  - (5) 「確認を受けようとする事情」欄には、国税庁相互協議室から連絡を受けた相互協議の結果に基づき、外国居住者等所得相互免除法第10条第1項、第14条第1項又は第30条第1項に規定する国税庁長官の確認を受けようとする内容等について記載してください。
- 4 相互協議は、平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）でも閲覧できます。